

大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出のあった大規模小売店舗について、次のとおり当該届出の取下げがあった。

令和2年10月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 取下日

令和2年9月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランド始良

始良市東餅田2372番地1

3 取り下げられた法第6条第2項の規定による届出の公告

大規模小売店舗の変更に関する公告（令和2年7月10付け公告）